

位、遂定宮焉、

〔日本書紀武烈十六〕十一年〇仁八月、億計天皇崩〇仁大臣平群眞鳥臣專擅國政、欲王日本、陽爲太子〇武

烈營宮了、即自居、觸事驕慢、都無臣節、於是太子思欲聘物部鹿火大連女影媛、遣媒人向影媛宅期

會、影媛曾奸眞鳥大臣男鮪、恐違太子所期、報曰、妾望奉待海柘榴市巷、由是太子欲往、期處、遣近侍舍

人就平群大臣宅、奉太子命、求索官馬、大臣戲言陽進曰、官馬爲誰飼養、隨命而已、久之不進、太子懷恨、

忍不發顏、果之所期〇中太子甫知鮪曾得影媛、悉覺父子無敬之狀、赫然大怒、此夜速向大伴金村連

宅、會兵計策、大伴連將數千兵、傲之於路、戮鮪臣於乃樂山、十一月戊子、大伴金村連謂太子曰、眞鳥

賊可擊、請討之、太子曰、天下將亂、非希世之雄不能濟也、能安之者其在連乎、即與定謀、於是大伴大連

率兵自將圍大臣宅、縱火燔之、所僞雲靡、眞鳥大臣恨事不濟、知身難免、計窮望絕、廣指鹽詛、遂被殺戮、

十二月、大伴金村連平定賊訖、反政太子、請上尊號曰、今億計天皇〇仁子唯有陛下、億兆攸歸、曾無

與二、又賴皇天翼戴、淨除凶黨、英略雄斷、以盛天威、天祿日本必有主、主日本者、非陛下而誰、伏願陛下、

仰答靈祇、弘宣景命、光宅日本、誕受銀鄉、於是太子命有司、設壇場於泊瀨列城、陟天皇位、遂定都焉、

〔梅松論上〕爰に後嵯峨院、寛元年中に崩御の刻、遺勅に宣く、一の御子後深草院御即位有べし、おり

ゐの後は、長講堂領百八十ヶ所を御領として、御子孫永く在位の望をやめらるべし、次に二の御

子龜山院御即位ありて、御治世は累代敢て斷絶あるべからず、子細有に依てなりと御遺命あり、

依之後深草院御治世、寶治元年より正元元年に至までなり、次に龜山院の御子、後宇多院御在位、

建治元年より弘安十年にいたる迄也、後嵯峨院崩御以後三代は、御讓に任せて御治世相違なき

所に、後深草の院の御子、伏見の院は、一の御子の御子孫なるに御即位有て、正應元年より永仁六

年に至る、次に伏見院の御子持明院〇後正安元年より同三年に至る、此二代は關東のはからひ

よこしまなる沙汰なり、然間二の御子龜山院の御子孫、御鬱憤有に依て、又其理に任せて後宇多

兩統更立